富士吉田市告示第34号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、又は居所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び富士吉田市税条例（昭和29年条例第29号）第18条の規定により公示送達する。

なお、本書類は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年3月19日

富士吉田市長　　堀内　茂

記

1　送達すべき書類の名称　　配当計算書、充当通知書

2　送達を受けるべき者の氏名　[redacted]

3　送達を受けるべき者の住所　[redacted]